

# 福岡市景観計画

概要版

Landscape Plan of FUKUOKA City

平成 24 年 3 月 策定

平成 28 年 3 月 改定

令和 02 年 3 月 改定

令和 05 年 10 月 改定

令和 06 年 3 月 改定



## 計画策定の趣旨

豊かな自然と悠久の歴史に培われた福岡にふさわしい風格のある美しいまちなみを創造していくため、「福岡市都市景観条例」及び「福岡市都市景観形成基本計画」を制定し、市民・事業者との共働のもと、都市景観形成地区の指定や都市景観賞などの各種施策を展開し、市民が愛着を持ち、魅力を感じる景観づくりに取り組んできました。

福岡市景観計画は、景観法の制定を受けて、これまでの取り組みの基本姿勢を踏襲しつつ、魅力ある都市景観の形成に向けた施策の充実とより一層の実効性の確保を図るため、景観法第8条第1項の規定に基づき策定するものです。

### ■ 景観形成の基本方針

博多湾と背振山系に代表される豊かな自然景観や九州随一を誇る都市機能による活気と賑わいのある都心景観、さらには、大陸との交流の歴史や博多祇園山笠に代表される伝統文化に根ざした歴史景観など福岡らしい魅力ある景観の形成を推進します。

九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくり

緑や水辺を守り、活かした景観づくり

計画的市街地整備にあわせた賑わいと活気のある景観づくり

歴史と文化を活かし、刻の厚みを感じられる景観づくり

### ■ 景観形成の誘導

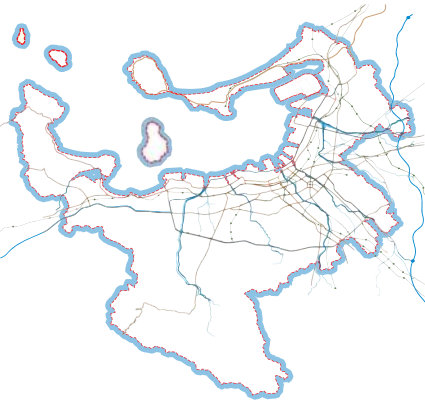
重点的に景観形成を図る地区の指定や、都心部や一般市街地、郊外部などの地域特性に応じたきめ細やかな景観誘導を推進します。

- 地域特性に応じた景観形成基準の設定と届出制度
- 重点的に景観形成を図る地区の指定

### \* 地域特性を活かした景観形成方針 \*

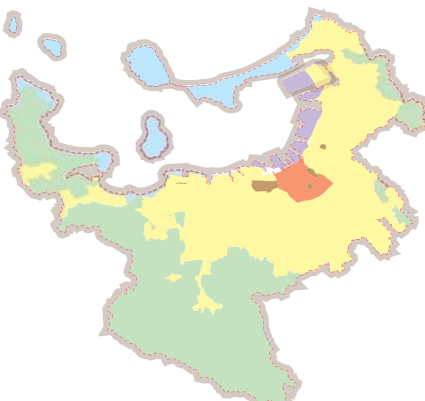
#### 市全域の景観形成方針

魅力と心地よさが感じられる大都市の賑わいと地方都市の優しさが調和した都市景観の形成を目指します。



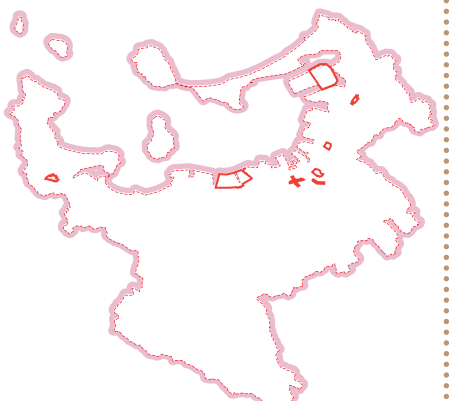
#### ゾーンごとの景観形成方針

地域の特性や上位計画における将来の都市構造などを基としたゾーニングによるきめ細やかな景観形成を目指します。



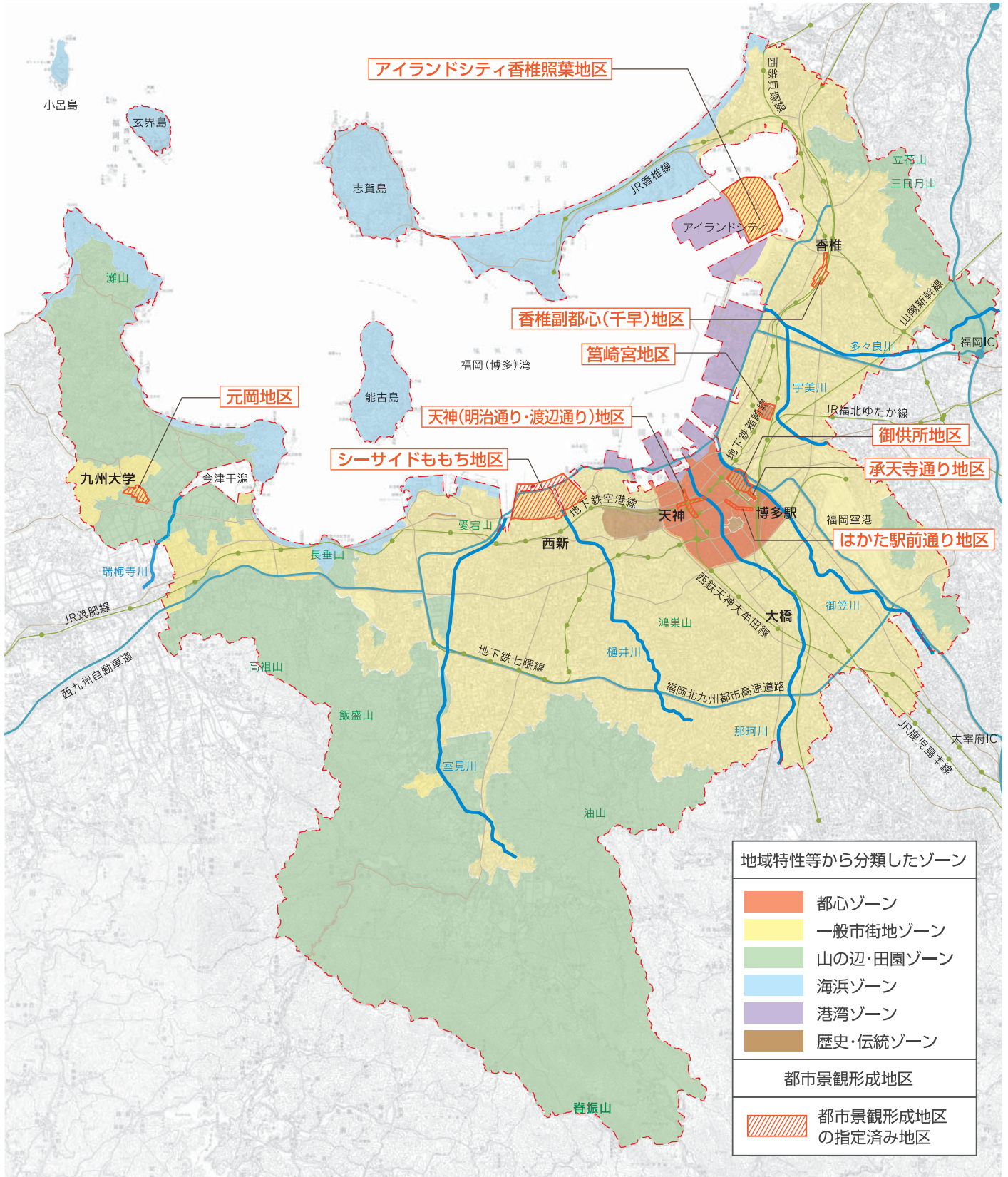
#### 都市景観形成地区における景観形成方針

地区の個性や特性に応じた景観形成を目指します。



# 計画の区域

福岡市全域を景観計画区域とするとともに、市を代表する地区や個性ある地区など特に景観の形成を図るべき地区を都市景観形成地区とします。



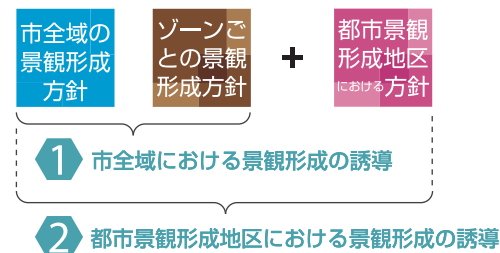
※ ゾーン区分・都市景観形成地区を調べる場合は、「福岡市Webマップ」をご利用下さい。

# 景観形成の誘導 (行為の届出)

景観形成の誘導は、福岡市全域における一定の規模の行為と、都市景観形成地区として指定した特定の地区における行為について推進していきます。

都市景観形成地区は、地域との共働のもと、今後とも地区指定を順次進めていきます。

## ■景観形成の誘導の仕組み



## 1 市全域における一定規模の行為の届出

### ■ 景観形成の方針及び基準

注) 市全域の景観形成方針、ゾーンごとの景観形成方針及び色彩については、5ページ以降を確認してください。

市全域の景観形成方針及び基準						
景観形成基準	規模・配置	形態・意匠	付属設備	付属施設	外構	夜間景観 屋外広告物
ゾーンごとの景観形成方針及び基準						
都心ゾーン	規模・配置	形態・意匠	色彩	夜間景観	屋外広告物	
一般市街地ゾーン	規模・配置	形態・意匠	色彩	夜間景観	屋外広告物	
山の辺・田園ゾーン	規模・配置	形態・意匠	色彩	夜間景観	屋外広告物	
海浜ゾーン	規模・配置	形態・意匠	色彩	夜間景観		
港湾ゾーン	規模・配置	形態・意匠	色彩	夜間景観		
歴史・伝統ゾーン	規模・配置	形態・意匠	外構	夜間景観	屋外広告物	

■ 行為の届出 下記に示す規模の建築物等の新築、増築、改築若しく移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を届出対象とします。また、下記の届出対象行為の全てを景観法第17条による特定届出対象行為とします。

届出が必要な行為・規模（大規模建築物等の行為の届出）		
建築物	1 都心ゾーン、一般市街地ゾーン、港湾ゾーンにあっては、高さが31mを超え、又は延べ面積が10,000m <sup>2</sup> を超えるもの	都心ゾーン 一般市街地ゾーン 港湾ゾーン
	2 歴史・伝統ゾーンにあっては、高さが15mを超え、又は延べ面積が1,500m <sup>2</sup> を超えるもの。ただし、 <sup>*</sup> 沿道区域については、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為を除くすべてのものとする。	歴史・伝統ゾーン
	3 山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーンにあっては、高さが10mを超え、又は延べ面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの	山の辺・田園ゾーン 海浜ゾーン
	4 福岡市都市計画高度地区の許可を受けて建築物の高さの最高限度の規定を適用しないこととされた全ての規模のもの	
	5 建築基準法第59条の2第1項の規定による許可を受けた全ての規模のもの	
工作物	1 都心ゾーン、一般市街地ゾーン、港湾ゾーンにあっては、高さが31mを超えるものとする。ただし、工作物のうち、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するものについては、幅員が10mを超え、又は長さが30mを超えるものとする。	都心ゾーン 一般市街地ゾーン 港湾ゾーン
	2 歴史・伝統ゾーンにあっては、高さが15mを超えるものとする。ただし、工作物のうち、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するものについては、幅員が10mを超え、若しくは長さが30mを超えるもの。ただし、 <sup>*</sup> 沿道区域については、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為を除くすべてのものとする。	歴史・伝統ゾーン
	3 山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーンにあっては、高さが10mを超えるものとする。ただし、工作物のうち、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するものについては、幅員が10mを超え、又は長さが30mを超えるものとする。	山の辺・田園ゾーン 海浜ゾーン

\* 沿道区域：10ページの別図を確認してください。沿道区域は、道路及び歩道の境界より30mの範囲です。ただし、敷地の一部が沿道区域に含まれる場合は、敷地全体を沿道区域として扱います。

## 2 都市景観形成地区における行為の届出

### ■ 景観形成の方針及び基準

市全域やゾーンごとの景観形成方針及び基準のほか、都市景観形成地区における景観形成方針及び基準が適用されます。

都市景観形成地区における景観形成方針及び基準	
建築物等	建築物 <span>用途</span> <span>高さ</span> <span>壁面位置の制限</span> <span>形態・意匠</span> <span>色彩</span> 等 付属設備 <span>駐輪場・バイク置き場</span> <span>ごみ置場</span> 等 付属施設 <span>受水槽、空調設備、電気機械室等</span> <span>アンテナ</span> <span>屋外照明</span> 等
屋外空間	<span>垣・柵</span> <span>外構の調和</span> <span>緑化</span> <span>駐車場</span> <span>まちかど広場</span> 等
屋外広告物	<span>屋上設置広告物</span> <span>壁面設置広告物</span> <span>地上設置広告物</span> 等

注) 市全域の景観形成方針、ゾーンごとの景観形成方針と同じ項目に関する方針・基準が設定されている場合は、都市景観形成地区の方針・基準が優先されます。

### ■ 行為の届出

下記に示す行為の全ての規模を届出対象とします。なお、通常の管理行為等については、届出等の対象外としております。

届出が必要な行為・規模	
①	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
②	工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
③	木竹の伐採

注) このうち、①～②を景観法第17条による特定届出対象行為とします。  
 なお、屋外広告物については、屋外広告物法による許可を要することとなります。

### \* 都市景観形成地区の \* 指定状況 (R6.3現在)

注) 地区特性に応じた景観形成方針を定めておりますので、詳細は地区別編冊子をご参照ください。



香椎副都心  
(千早) 地区



アイランドシティ  
香椎照葉地区



元岡地区



はかた駅前通り  
地区



承天寺通り地区



宮崎宮地区



シーサイド  
もち地区

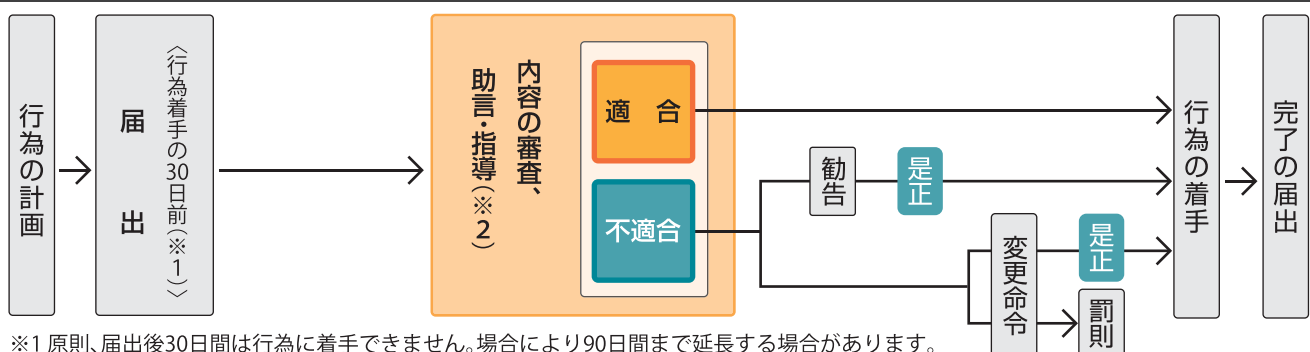


御供所地区



天神(明治通り・  
渡辺通り)地区

### ■ 景観形成の誘導の流れ (届出手続き)



※1 原則、届出後30日間は行為に着手できません。場合により90日間まで延長する場合があります。  
 ※2 都市景観アドバイザーの意見を踏まえた助言・指導を行う場合があります。

# 市全域における一定規模の行為の 規制・誘導

対象	行為の制限
規模・配置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 周辺の自然環境やまちなみと調和するよう高さ・規模や隣棟間隔に配慮する。</li> <li>2. 地域の特性を活かし、市民に開放されたオープンスペースの確保に努める。</li> <li>3. 前面道路境界からの壁面後退に努め、歩道との一体的利用や緑化により開放的でゆとりある空間の創出に努める。</li> </ol>
形態・意匠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主要な交差点や通りの軸線上等、特に視線の集まる場所に立地する場合、まちのシンボル、ランドマークとなるように配慮する。</li> <li>2. 建築物等の上部は、本体やまちなみと調和のとれた形態となるように努める。</li> <li>3. 外壁は洗浄、補修等の維持管理が容易となるように素材や形態を工夫する。</li> <li>4. 歴史的建築物等が多い場合には、まちなみとの調和を図る。</li> <li>5. 地域の重要な景観資源となっている建築物等については、可能な限り保存や活用に努める。</li> <li>6. 屋外階段は、前面道路から見えにくいよう、位置や建築物等との一体的なデザインに配慮する。</li> <li>7. 共同住宅等のバルコニーは、建築物等のデザインとしてその形態を工夫する。</li> <li>8. 高架道路、高架鉄道等については、橋桁と橋台・橋脚・高欄等を総合的にデザインする等の配慮を行う。</li> <li>9. 別に定める「色彩に関する景観形成基準」に適合するものとし、周辺の自然環境やまちなみと調和するよう配慮する。</li> <li>10. 歴史・伝統ゾーンの周辺では、歴史・伝統ゾーンからの見え方に配慮した建物の形態・意匠や外観の色彩等とする。</li> </ol>
付属設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 室外の空調機や物干し金物等をバルコニーに設置する場合は、前面道路から見えにくいよう配慮する。</li> <li>2. 配管やダクト等は、露出しないように配慮するほか、色彩を外壁に合わせる等目立たない工夫に努める。</li> <li>3. 建築設備の屋上への設置は避ける。やむを得ず設置する場合は、ルーバー等で隠蔽する等目立たない工夫に努める。</li> </ol>
付属施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 車庫や倉庫等はできる限り前面道路から見えない場所に設ける。やむを得ず見える場所に設ける場合は、建築物等と調和するよう形態や色彩を工夫し、緑化等による修景に努める。</li> <li>2. ごみ置き場は、外部から直接ごみ袋等が見えないよう、位置や囲いの形態等に配慮する。</li> </ol>
外構	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 敷地内のオープンスペースや建築物等の前面等は可能な限り緑化に努める。また、建築物等の屋上、壁面等の緑化に配慮する。</li> <li>2. 生垣やシンボルツリー等によりまちなみの連続性やシンボル性を高めるように配慮する。</li> <li>3. 塀や柵等は、生垣や緑化等による修景に努める。</li> <li>4. 駐車場はまちなみの連続性、雰囲気をごわさないよう、その位置や形態、舗装仕上げ等に配慮するとともに、緑化等による修景に努める。</li> <li>5. 前面道路境界の壁面後退部分は、歩道や隣地との連続性に配慮する。</li> </ol>
夜間景観	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 周辺への光害を抑え、過度な照明を避ける。</li> <li>2. LED等光源が点滅したり色彩が変化する照明装置は必要最小限とし、夜間景観に配慮する。</li> <li>3. ライトアップやイルミネーション等により夜の景観を演出する場合は地域特性に応じて景観向上に資するよう努める。</li> <li>4. サーチライト等指向性のある照明を、上空に向かって照射しない。ただし、まちの賑わい形成のため一時的でかつ十分に夜間景観に配慮されたものや、法令等の規定により義務付けられたものはこの限りではない。</li> </ol>
屋外広告物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 敷地内の建築物やオープンスペースに設置する広告・看板その他の各種サインを集約し必要最小限にまとめるとともに、景観阻害要因とならないようその位置、形態や色彩に配慮する。</li> </ol>

ゾーンごとの景観形成方針

都心ゾーン

対象	行為の制限
規模・配置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商業、業務施設の低層部においては、ショーウィンドウ等によるまちなみの賑わいの演出に努める。</li> <li>2. 商業、業務施設等では、透過性のあるシャッターとする等シャッターの形態や色彩等に配慮し、閉店後のまちなみの賑わいづくりに努める。</li> <li>3. 那珂川、御笠川等主要な河川沿いでは、対岸からの見え方に配慮した意匠とする。</li> </ol>
外構	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. オープンスペースをできる限り確保し、緑や花、パブリックアートを設置する等、魅力的な景観づくりに配慮する。</li> </ol>
夜間景観	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 歩行者空間に賑わいをもたらす照明計画とする。</li> </ol>
屋外広告物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 可能な限り低層部に集約し、まちなみの賑わい形成に配慮する。</li> </ol>

一般市街地ゾーン

対象	行為の制限
規模・配置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. まちなみの連続性や適切な隣棟間隔の確保等、周囲への圧迫感の軽減に配慮する。</li> <li>2. 大濠公園、舞鶴公園等大規模な公園等の近辺では、公園等からの見え方に配慮した高さ・規模とする。</li> </ol>
形態・意匠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 室見川等主要な河川沿いでは、対岸からの見え方に配慮した意匠とする。</li> </ol>
夜間景観	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住宅地では、防犯に配慮した適度な照明計画とする。</li> </ol>
屋外広告物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 幹線道路沿いに掲出する屋外広告物等は、景観阻害要因とならないよう高さや規模に配慮するとともに、沿道の賑わい形成に配慮する。</li> </ol>

山の辺・田園ゾーン

対象	行為の制限
規模・配置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 背景となる山並みや自然環境に溶け込み、調和するような高さ・規模とする。</li> </ol>
形態・意匠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 周辺の自然環境や田園等と調和するものとする。</li> <li>2. 高架道路、高架鉄道等については、背景の自然環境等との調和に配慮する。</li> </ol>
夜間景観	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生態系に配慮した控えめな照明計画とする。</li> </ol>
屋外広告物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 屋外広告物等の掲出は必要最小限とし、その位置、形態や色彩については自然環境等との調和に努める。</li> </ol>

海浜ゾーン

対象	行為の制限
規模・配置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市街地から博多湾への眺望の確保や、船舶や対岸からの見え方に配慮した高さ・規模とする。</li> </ol>
形態・意匠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 海からの見え方に配慮した意匠に努める。</li> <li>2. 周辺の自然環境や海浜と調和するものとする。</li> </ol>
夜間景観	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生態系に配慮した控えめな照明計画とする。</li> </ol>

港湾ゾーン

対象	行為の制限
規模・配置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 船舶や対岸からの見え方に配慮した高さ・規模とする。</li> </ol>
形態・意匠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 福岡の海の玄関口にふさわしい、形態・意匠とする。</li> </ol>
夜間景観	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 照明装置のデザインや照度・色温度、配置等について、船舶や対岸からの見え方に配慮した照明計画とする。</li> </ol>

歴史・伝統ゾーン

対象	行為の制限
規模・配置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 歴史資源や周辺のまちなみに配慮した高さ・規模とする。</li> </ol>
形態・意匠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 歴史資源や周辺のまちなみと調和するものとする。</li> </ol>
外構	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 緑化には在来種の樹木等を用い、歴史資源やその周辺のまちなみに調和するものとする。</li> </ol>
夜間景観	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 歴史資源等に配慮した控えめな照明計画とする。</li> </ol>
屋外広告物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 屋外広告物等の掲出は必要最小限とし、その位置、形態や色彩については歴史資源等との調和に努める。</li> </ol>

# 色彩に関する景観形成基準

建築物及び工作物の外観に使用できる色彩の範囲は、以下のとおりです。

- 1 建築物及び工作物の外観に使用する色彩は、蛍光色以外のものとします。
- 2 各ゾーンにおける色彩の基準は、表1及び表2に掲げる色彩基準（日本工業規格 Z8721 に定める色相、明度及び彩度の三属性によるマンセル値）のとおりとします。

ただし、次の場合については、この限りではありません。

- ・各面の見付面積の10%以内の範囲内で外観のアクセント色として着色する場合
- ・無着色の自然素材を用いる場合
- ・地域の良好な景観形成に資するもので市長が都市景観形成上の支障がないと認める場合

表1 都心ゾーン、港湾ゾーンにおける色彩基準

区分	色相	明度	彩度
建築物	全ての有彩色	—	6以下
	無彩色	—	—
工作物	全ての有彩色	—	3以下
	無彩色	—	—

表2 一般市街地ゾーン、山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーン、歴史・伝統ゾーンにおける色彩基準

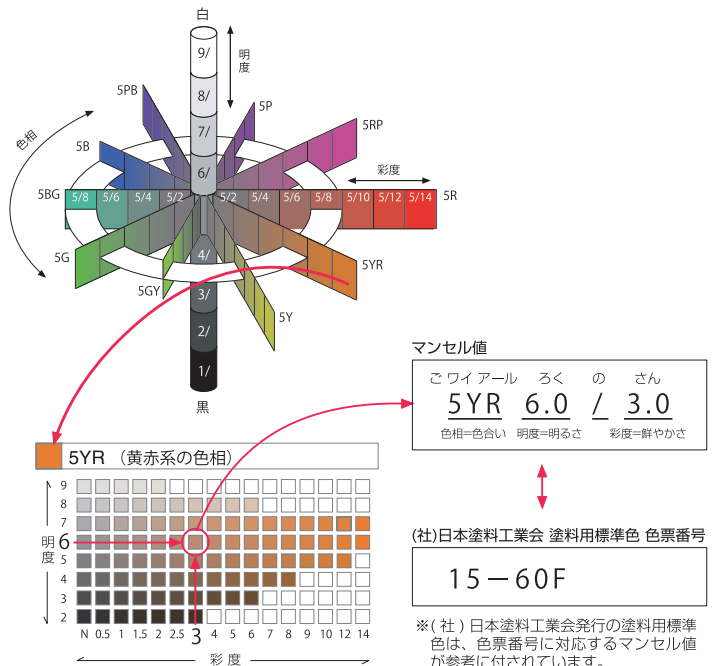
区分	適用部位	色相	明度	彩度
建築物	建築物の高層部	10R から 2.5Y まで	2 以上 8.5 以下	4 以下
		上記以外の有彩色	2 以上 8.5 以下	2 以下
		無彩色	2 以上 8.5 以下	—
	建築物の低層部	全ての有彩色	8.5 以下	6 以下
無彩色		8.5 以下	—	
工作物	全ての部位	全ての有彩色	—	3 以下
		無彩色	—	—

注1) この表における建築物の低層部とは、地上 10 m 以下かつ 3 階以下の建物の部分をいいます。

注2) 海浜ゾーンにおいては、色彩基準うち明度の基準を適用しません。

## \* マンセル表色系を用いた 定量的な色彩基準の設定 \*

- ・色相は、いろあいを表すもので、10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ表記します。
- ・明度は、明るさの度合いを0から10までの数値で表し、暗い色ほど数値が小さくなります。
- ・彩度は、あざやかさの度合いを0から14程度までの数値で表し、色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。
- ・マンセル記号は、色相、明度／彩度を組み合わせ、5YR 6.0 / 3.0 と表記します。

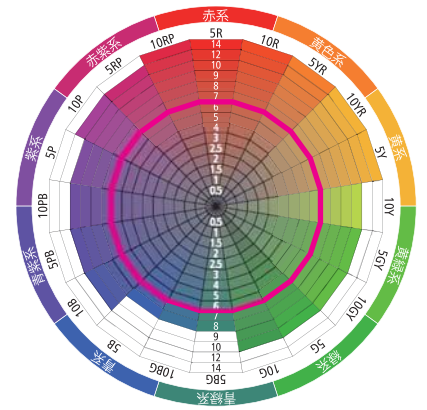




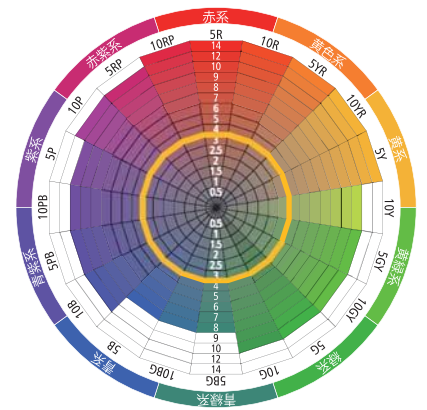
都心ゾーン

港湾ゾーン

### □ 都心ゾーン、港湾ゾーンにおける色彩基準



〈建築物〉



〈工作物〉

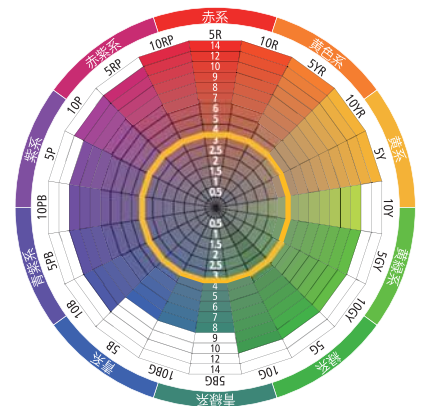
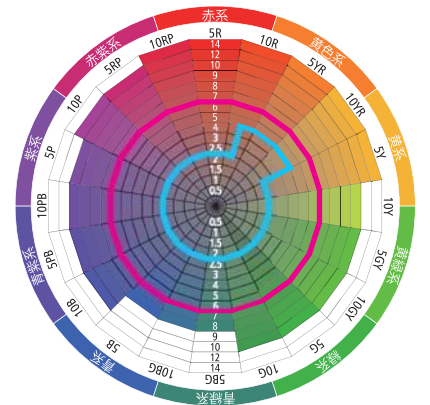
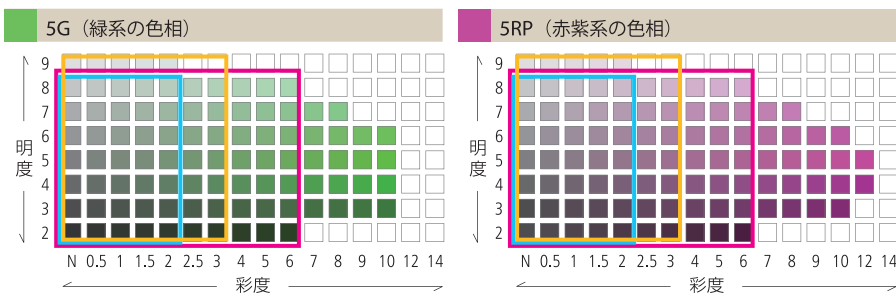
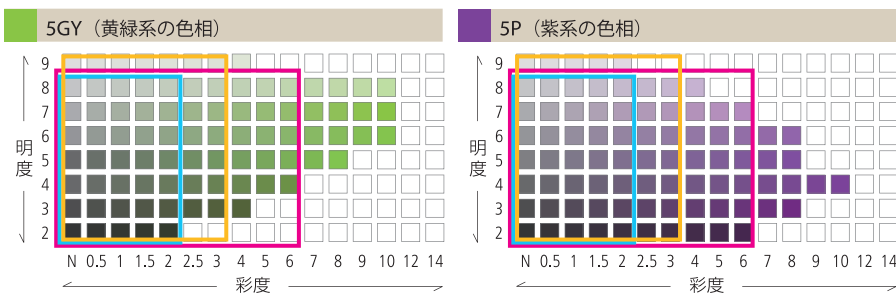
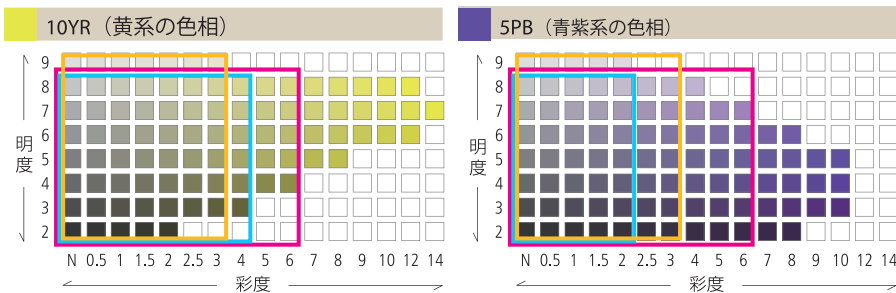
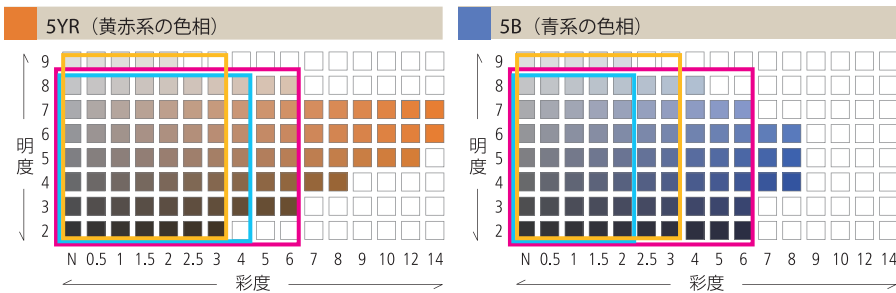
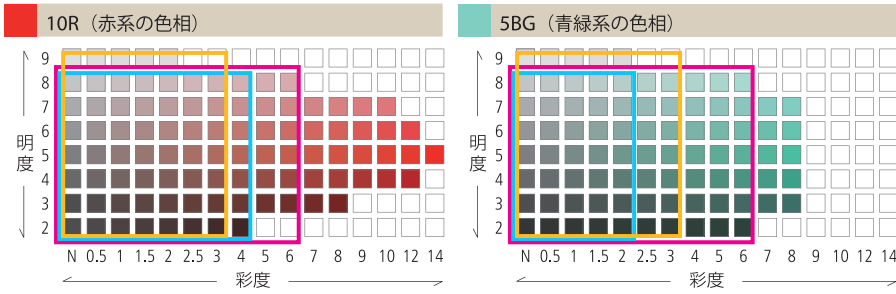
凡例

□ 建築物

□ 工作物

注) この図は印刷のため、正確な色彩ではない場合があります。

□ 一般市街地ゾーン、山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーン、歴史・伝統ゾーンにおける色彩基準



凡例

- 建築物の高層部 (※)
- 建築物の低層部 (※)
- 工作物

※海浜ゾーンにおいては、色彩基準うち明度の基準を適用しません。

注) この図は印刷のため、正確な色彩ではない場合があります。

## \* 景観形成の推進方策 \*

良好な都市景観の形成を推進する主体として、市民・事業者・市は、それぞれの役割を果たすとともに、各主体が連携・共働しながら取り組んで行くものとします。

### ■市民及び事業者の責務（福岡市都市景観条例第8条）

- 自ら都市景観の形成に寄与するよう努めるとともに、市長その他の市の機関が実施する都市景観の形成に関する施策に協力するものとします。
- 建築物等の新築、増築、改築、修繕、模様替え又は色彩の変更、土地の形質の変更等を行おうとするときは、都市景観の形成に配慮するものとします。



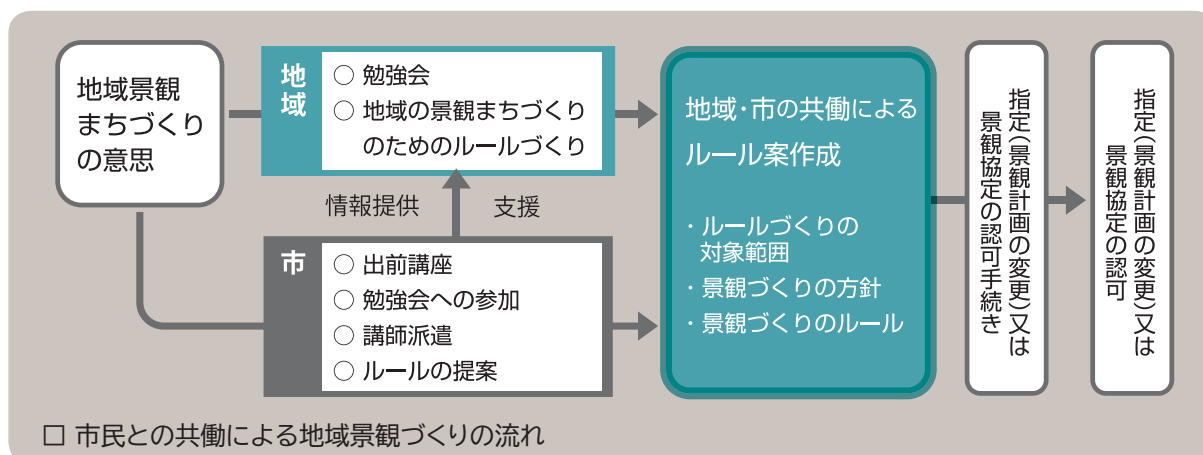
### ■市の責務（福岡市都市景観条例第3条）

- 都市景観の形成を図るため、総合的な施策を実施するものとします。
- 施策の実施にあたっては、市民及び事業者の意見、要望等が十分に反映されるよう努めるものとします。

都市景観形成地区の指定や景観協定などの景観形成手法を地域特性に応じて柔軟に活用しながら、市民との共働による魅力ある景観づくりを進めます。

### ■市民との共働による地域景観づくり

- 景観計画の住民提案制度（景観法第11条）
- 景観協定（景観法第81条）



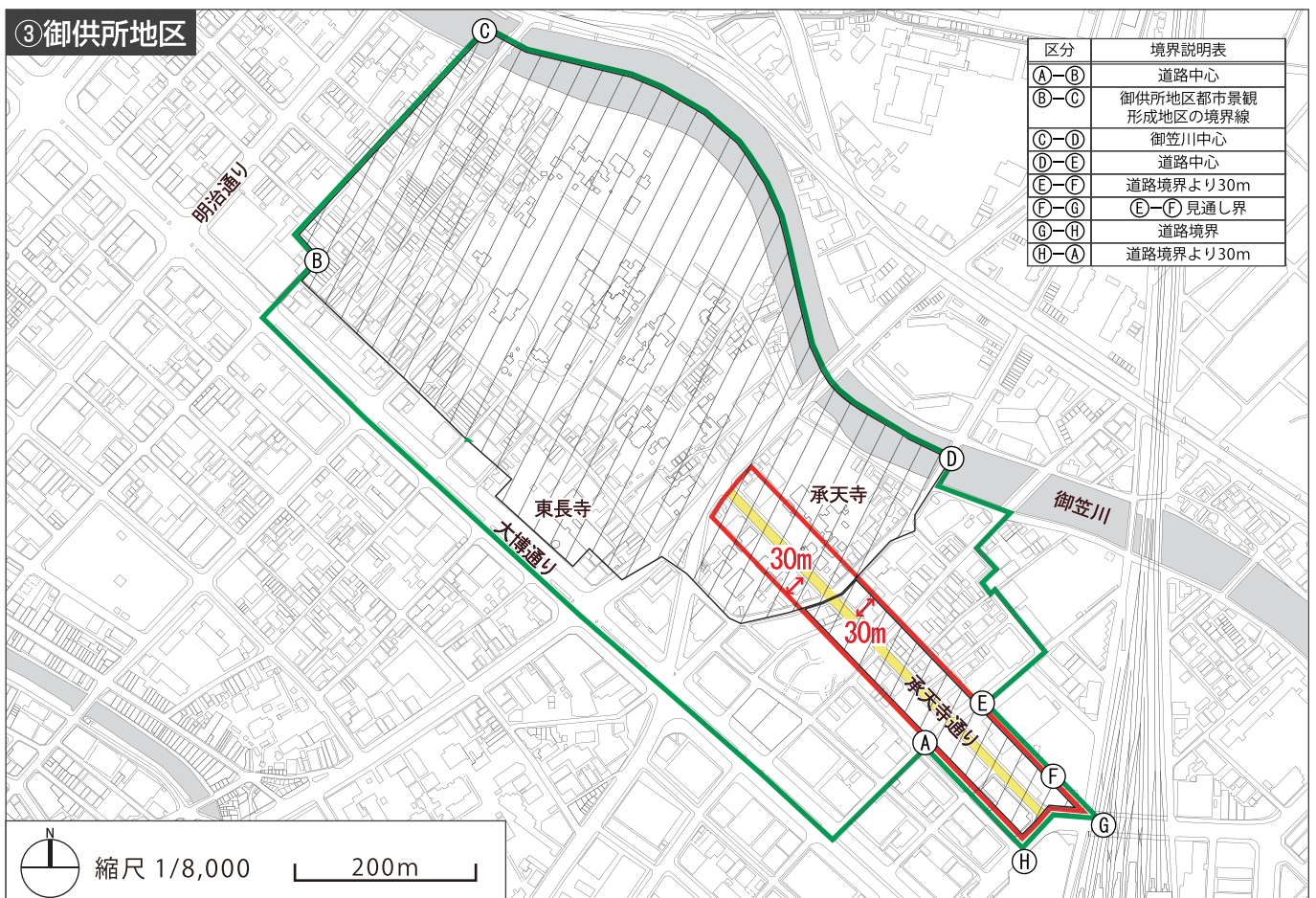
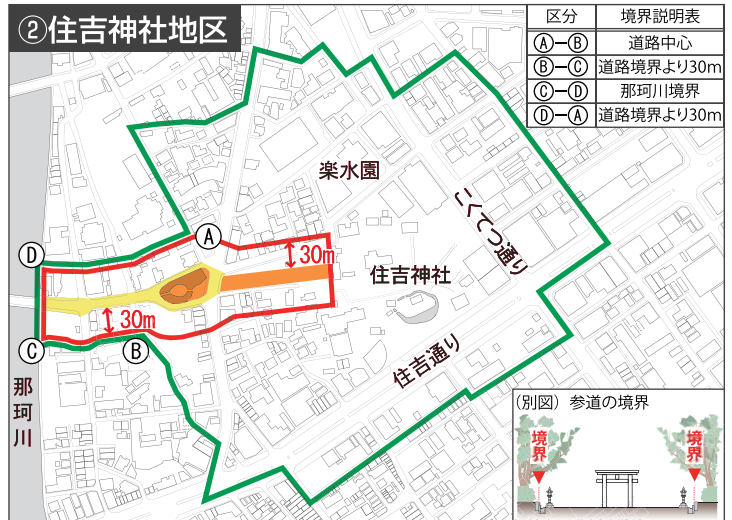
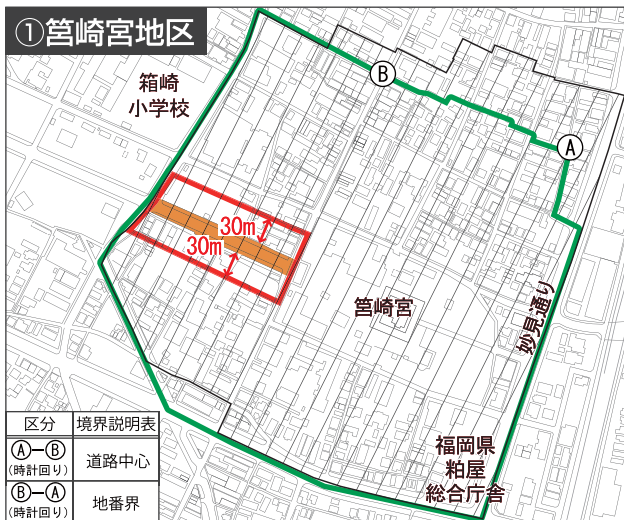
### ■地域のシンボルとなる景観資源の保全・形成

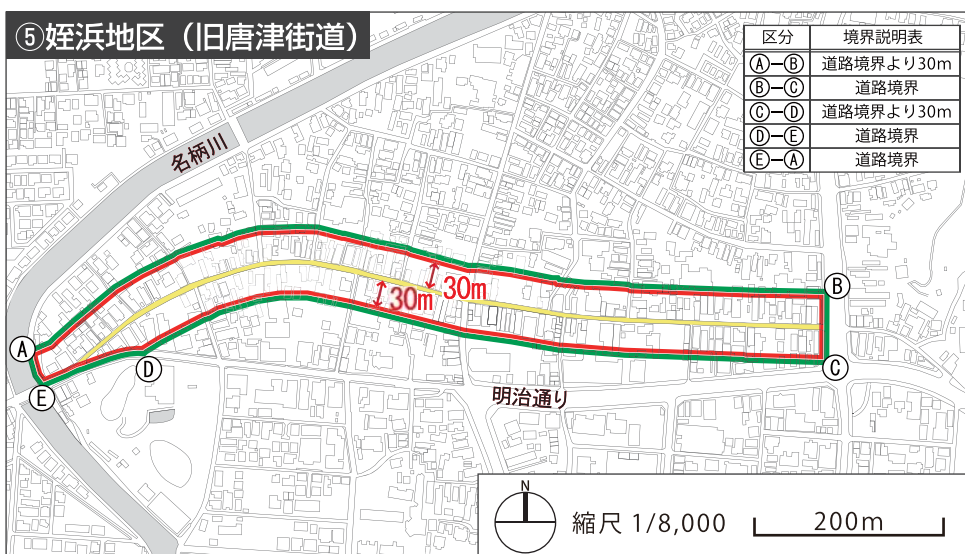
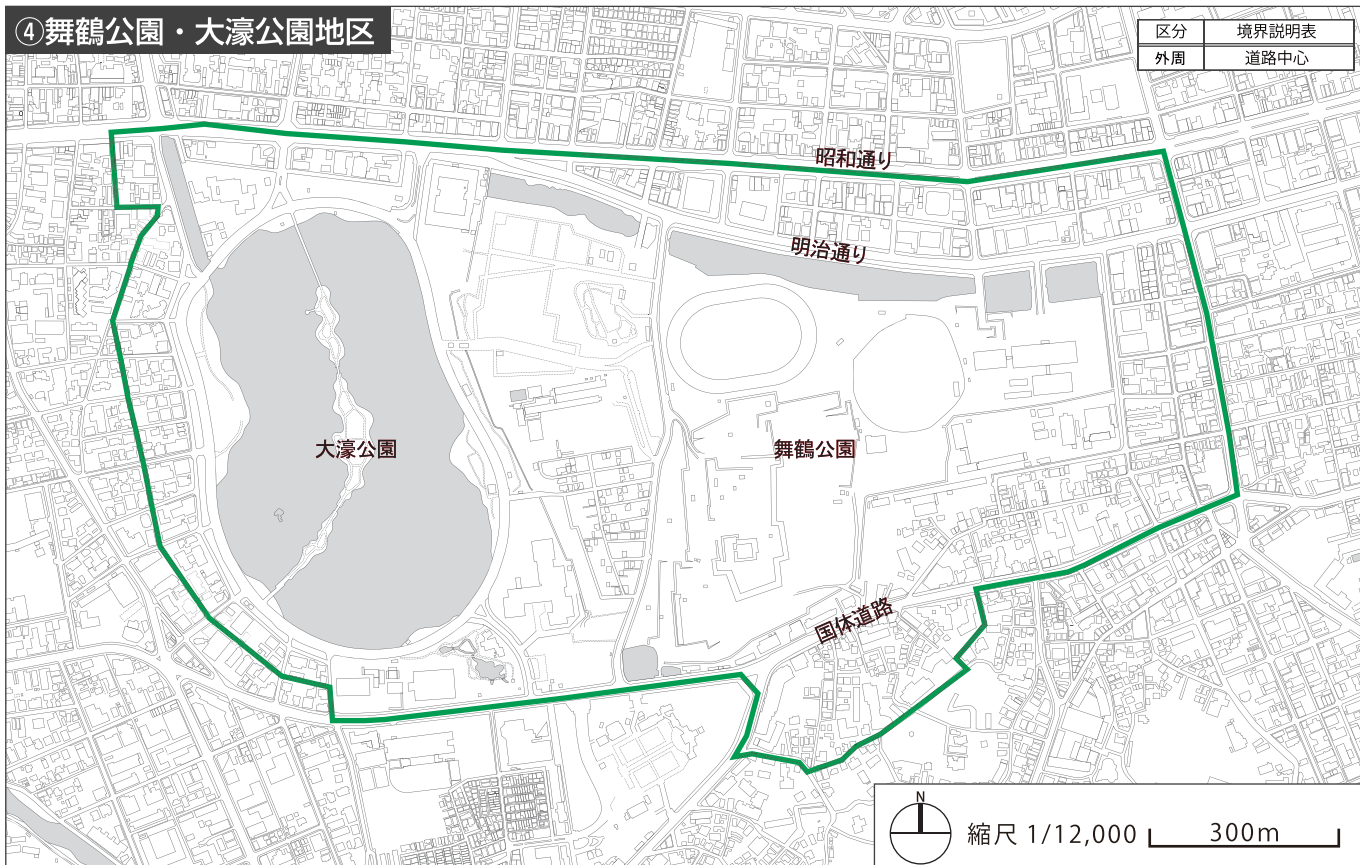
- 景観重要建造物の指定（景観法第19条）
- 景観重要樹木の指定（景観法第28条）
- 景観重要公共施設の指定

別図

歴史・伝統ゾーン（5地区）は、次のエリアとする。  
また、福岡市都市景観条例第15条第1号の区域（以下「沿道区域」という。）を次のとおり指定する。

- ① 筥崎宮地区
  - ② 住吉神社地区
  - ③ 御供所地区
  - ④ 舞鶴公園・大濠公園地区
  - ⑤ 姪浜地区(旧唐津街道)
- 歴史・伝統ゾーン**  
届出対象規模：建築物の高さ>15m 又は 延べ面積 >1,500㎡  
(工作物についてはP3参照)
- 沿道区域**  
届出対象規模：すべての建築物等 ただし、通常の管理行為等を除く  
(工作物についてはP3参照)
- ※沿道区域は、道路及び参道の境界より30mの範囲とする。ただし、敷地の一部が沿道区域に含まれる場合は、敷地全体を沿道区域として扱う。





凡例	都市景観形成地区	歴史・伝統ゾーン	道路
		沿道区域	参道

沿道区域は、道路境界又は参道の境界（別図）より30mの範囲。  
 ただし、敷地の一部が対象エリアに含まれる場合は、敷地全体を届出対象とする。

【お問い合わせ先】 福岡市 住宅都市局地域まちづくり推進部 都市景観室  
 TEL : 092-711-4589 FAX : 092-733-5590  
 E-mail : keikan-todokede@city.fukuoka.lg.jp

お問い合わせ先

---

福岡市 住宅都市局地域まちづくり推進部 都市景観室

TEL : 092-711-4589      FAX : 092-733-5590

E-mail : [keikan-todokede@city.fukuoka.lg.jp](mailto:keikan-todokede@city.fukuoka.lg.jp)